

学校いじめ防止基本方針

大阪府立中央聴覚支援学校
令和 7 年 2 月 改 訂
(年間計画は毎年度変更)

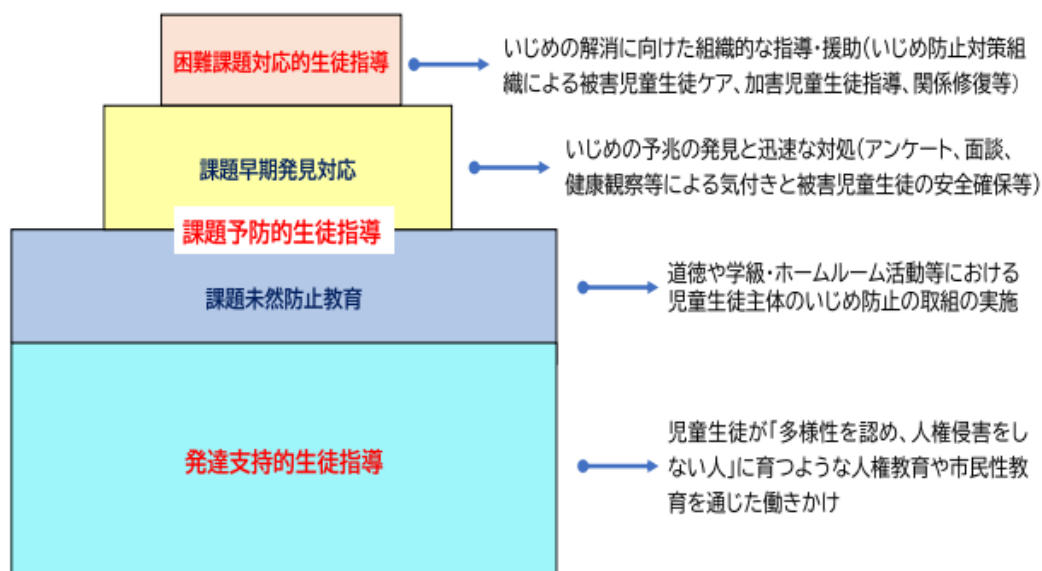
第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒等の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒等を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒等の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒等観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

こうした取り組みは、文部科学省の「生徒指導提要（令和4年12月改訂）」において、学校及び学校の教職員が行う、いじめの未然防止⇒早期発見⇒適切かつ迅速な対処について生徒指導の4層の支援構造である、①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導と示されていることと重なる。



「いじめ対応の重層的支援構造」（文部科学省「生徒指導提要」129ページ）

本校では、創始者の建学精神である「適切な教育を受けることによって、人生の幸福をつかむことができる」をもとに、人権に対する認識や実践する力を育て、共に生きる人間として尊重しあい、育ちあえる力を育成する。また、主体的に改善・克服する態度を育てるとともに、調和のとれた豊かな人間性の育成をめざす。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、安全で安心な学校生活を実現するため、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【いじめの重大事態について】（「法」とあるのは「いじめ防止対策推進法（平成25年）」）

以下の状況が生じた場合は、「いじめの重大事態」として認識することが重要である。

- ・ いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第28条第1項第1号）
- ・ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第2号）

前者は、「生命・心身・財産重大事態」、後者は、「不登校重大事態」とされ、これらの原因として、いじめ（疑いも含む。）が確認されれば、「組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」を実施することと法で定められている。

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ防止・対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、指導教諭、児童生徒活動部長、各学部主事、寄宿舎代表、養護教諭（事案対応の際には、首席、各学年主任、各学部人権担当、担任、部活動顧問）

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報の受付窓口
- いじめの早期発見・事案対処のため、日常のいじめの疑いに関する情報や児童生徒等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒等間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒等に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う

- いじめの被害児童生徒等に対する支援・加害児童生徒等に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応
 - 校内のスクールカウンセラー及び、大阪府教育庁のスクールロイヤー事業を活用し包括的、組織的に対処する
 - いじめ案件対処後も法令で定められた期間（3ヶ月）経過観察および事後指導の実施
- ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う
 - 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する
 - 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを年に1度行う（PDCAサイクルの実行を含む。）

4 年間計画 基本方針に沿って、以下のとおり実施する

校内委員会で
「いじめ防止・対策委員会」を実施

大阪府中央聴覚支援学校 いじめ防止年間計画						
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	寄宿舍	学校全体
4月	保護者懇談会 新入児歓迎会 家庭訪問	個人票によって把握された児童状況の集約 1年生歓迎会 道徳	生徒連絡カードによって把握された生徒状況の集約 携帯講習会 中学部オリエンテーション 中学部朝礼 各種委員会 道徳 生徒面談	対面式 高等部オリエンテーション 生活指導講話 各種委員会 高等部朝礼 保護者懇談	入舎生オリエンテーション（寄宿舍で大切にしたいこと）	校内委員会（問題行動調査結果を共有）（進捗確認）（状況報告と取組の検証） わかる授業づくりの推進（適宜） 教育相談週間（適宜）
5月	やくそく 保護者懇談会 校外保育	春の遠足 三校交流会 保護者懇談 道徳	家庭訪問・懇談（家庭での様子の把握） 校外学習 中学部朝礼 各種委員会 道徳 保護者懇談	各種委員会 高等部朝礼	保護者懇談・家庭訪問（家庭での様子の把握） 自治会定例会・自治会役員選挙・誕生者紹介（毎月）	校内委員会
6月	やくそく 銅座幼稚園交流	道徳 いじめ等アンケート	いじめ等アンケート 中学部朝礼 各種委員会 道徳 生徒面談	各種委員会 前期生徒会選挙 生徒会新旧役員会 いじめ等アンケート 個人面談 高等部朝礼	自治的な活動（異年齢集団での活動、毎月） 生活アンケート	校内委員会 学校いじめ防止基本方針の内容を保護者へ周知
7月	やくそく 学期末個人懇談	保護者懇談 道徳 自然教室	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） 修学旅行 一泊移住 中学部朝礼 各種委員会 生徒総会 道徳 保護者懇談	各種委員会 生活指導講話 高等部朝礼 委員会活動報告（1学期）	保護者懇談	校内委員会

大阪府中央聴覚支援学校 いじめ防止年間計画						
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	寄宿舍	学校全体
8月				各種委員会		
9月		道徳	生徒会選挙 中学部朝礼 各種委員会 道徳	高等部朝礼 修学旅行 生活指導講演会		校内委員会
10月	やくそく 校外保育 作品展	学習発表会 秋の遠足 三校交流会 道徳 保護者懇談	文化祭 駅員体験 職場体験（社会性の育成） 中学部朝礼 各種委員会 道徳 保護者懇談	各種委員会 高等部朝礼 文化祭	文化祭	校内委員会 文化祭
11月	やくそく 校外保育 運動会 銅座幼稚園交流	修学旅行 道徳 運動会 いじめ等アンケート	いじめ等アンケート 中学部朝礼 各種委員会 道徳 生徒面談 運動会	運動会 各種委員会 高等部朝礼 いじめ等アンケート	運動会	校内委員会 運動会（コミュニケーション能力の育成）
12月	やくそく 学期末個人懇談	保護者懇談 道徳	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） 上町交流 中学部朝礼 生徒総会 道徳	保護者懇談 各種委員会 委員会活動報告（2学期） 生活指導講話 後期生徒会選挙 生徒会新旧役員会 高等部朝礼	保護者懇談	校内委員会
1月	やくそく	道徳	上町交流 中学部朝礼 各種委員会 道徳	各種委員会 個人面談 高等部朝礼	生活アンケート	校内委員会
2月	生活発表会 やくそく	道徳 児童朝会 いじめ等アンケート	3年生を送る会 中学部朝礼 各種委員会 道徳 生徒面談 いじめ等アンケート	各種委員会 作品展 生活指導講話 いじめ等アンケート	保護者懇談 卒業を祝う会	校内委員会（年間の取組の検証）
3月	お別れ会 学期末個人懇談	6年生をおくる会 保護者懇談 道徳	保護者懇談週間（学年末のまとめ） 中学部朝礼 生徒総会 道徳	保護者懇談 送別会 高等部朝礼 生活指導講話		校内委員会

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ防止・対策委員会を月1回開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、年に1回学校基本方針や計画等を総括し見直す。

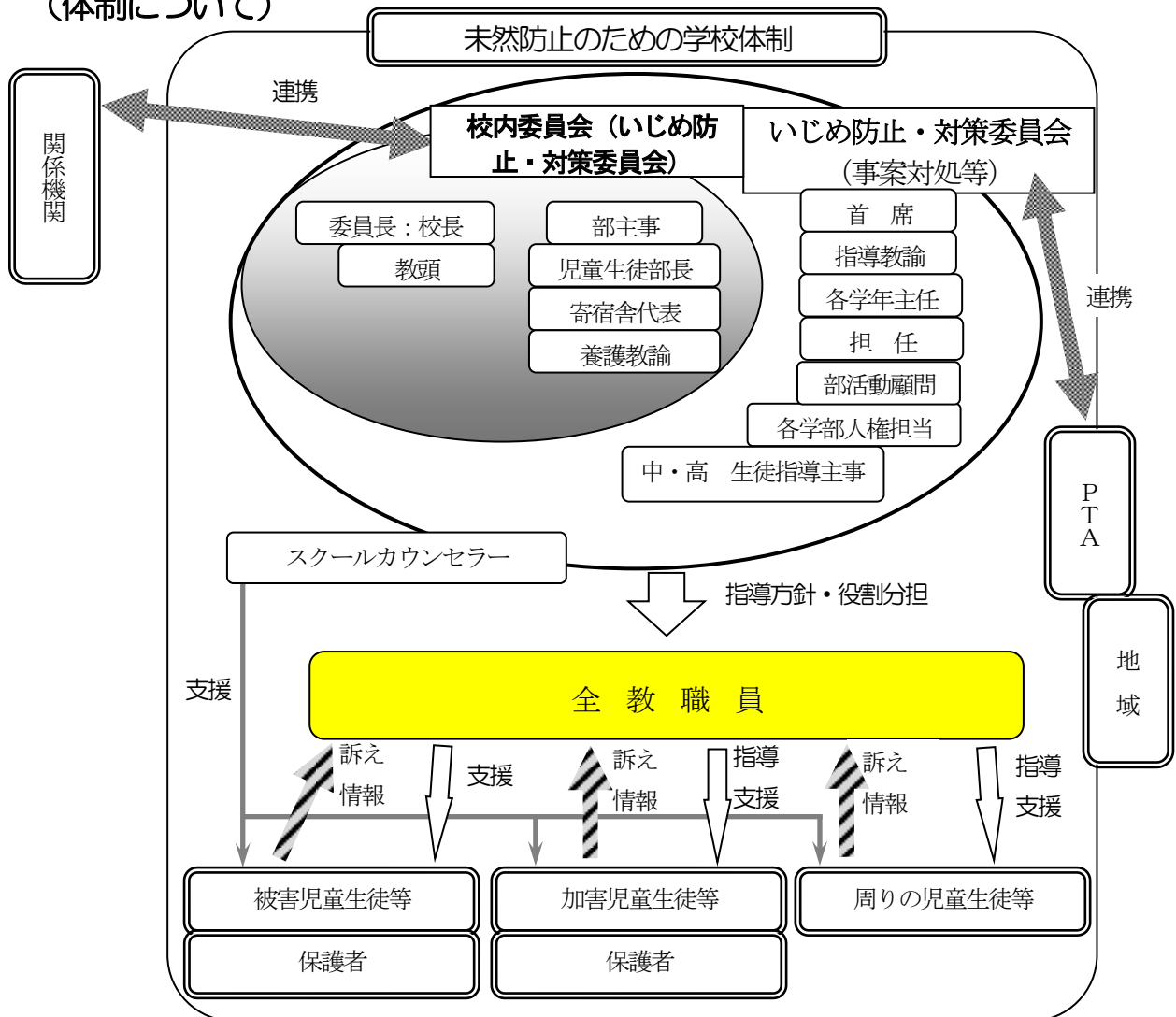
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重の精神を基盤とした教育環境でなければならない。そのために、そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒等が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(体制について)



関係機関例 法務局・警察・スクールソーシャルワーカー（SSW）・スクールロイヤーなど

2 いじめの防止のための措置

- (1) 教職員においては平素からいじめについての共通理解を図るため、月2回の校内委員会で情報交換を行う。また、いじめや人権教育に関する研修会を年に1回以上実施する。

児童生徒等に対しては、全校朝礼・HR活動・自立活動・道徳等において、いじめについて考える時間を年に1回以上実施し、話し合い活動を通じていじめの認識を深め、いじめは犯罪行為として取り扱われる場合があることを意識させる。

- (2) いじめを行わないよう「人権尊重の精神」と「思いやりの心」を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒等が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、学習や人間関係のストレスがかかっていることを踏まえ、焦りや劣等感が過度なストレスとならないように配慮する。
- 分かりやすい授業づくりを進めるために、ICT 機器等を活用し、習熟度別に授業を実施し、基礎的基本的な学習内容の習得を図り、個々の理解を促す。また、分かりやすい授業づくりを進めるための校内研修を実施する。学部公開やオープンスクールなど、すべての教職員がお互いに授業を参観できる機会を進める。
- いじめに関する法令や事例および、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動や指導の在り方等の研修会を年1回以上実施し、指導力の向上に努める。
- (4) 児童生徒等一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、運動会や文化祭等の学校行事、部活動等の特別活動において、話し合いを通して適切な集団作りを促す。また、係活動や児童会・生徒会活動、ボランティア活動などを評価し、さらに活躍できるように支援を行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒等がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒等が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

いじめは、軽いふざけやからかいと境界がなく、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、軽視することなく、積極的に認知する。

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを複数回実施し児童生徒等の訴えを把握する。アンケート結果で訴え等がない場合であっても、保護者と共有し、家庭等での気づきについても情報提供を呼びかける。また、日ごろから保護者との連絡を行い、日々の情報収集に努める。

定期的な相談としては、担任による個人面談等を適宜行い、児童生徒等の変化を見逃さない機会とする。また、養護教諭を窓口として活用し、校内委員会において共通理解を図り全校的に見守りの体制を確立する。

日常の観察として、全教職員が児童生徒等の変化に気づけるように意識し、ささいな兆候であっても軽視することなく、担任や担当者に連絡を積極的に行う。また、日ごろから記録やメモを取る習慣を持ち迅速な対応に備える。

- (2) 保護者と連携して児童生徒等を見守るため、担任や部活動顧問、養護教諭へ気軽に保護者が相談できる雰囲気づくりを行う。また、PTA実行委員会、学校運営協議会等を通じて、協力体制の構築を行う。このようにして学校だけでは見逃しがちないじめの発見にもつなげていく。
- (3) 児童生徒等、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、各担任を窓口とし、スクールカウンセラーやスクールロイヤー等とも連携できる体制を作る。
- (4) 学校からのプリントや、ホームページを利用して、相談体制に関する情報を案内・掲載することにより広く周知する。校内委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒等の個人情報については、プライバシー保護の観点を重視しつつ、校内委員会で検討を行い多様な視点から判断を行い、その対外的な取扱いについて、必要に応じて迅速に保護者や外部機関と連絡をとる。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒等のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒等の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒等自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。また、おそらく一人の子どもの心の中で善と悪との葛藤が生じ、時に悪の衝動が勝っていじめを行ってしまうことになっていると考えられる。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒等同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確組織的に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒等や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
その際、いじめられた児童生徒等やいじめを知らせてきた児童生徒等のプライバシーの保護を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに首席・指導教諭・学部主事・生徒指導主事等に報告し、いじめ防止等の対策組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒等から事情を聴き取るなどして、事態把握に努める。いじめの有無について確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒等を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童生徒等の生命、

身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- (6) いじめ対処後も法令に定められた期間経過観察をおこない、併せて事後指導や全体指導を行う。

3 いじめられた児童生徒等又はその保護者への支援

- (1) いじめられた児童生徒等が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒等に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒等にとって信頼できる人（教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒等への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒等からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒等の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童生徒等への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす犯罪的行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒等が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒等の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒等に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童生徒等に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒等に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒等にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒等は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒等に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒等たちだけの問題とせず、保護者も含め学校全体の問題として解決を図る。全ての児童生徒等が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒等一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒等が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒等の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒等への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、

授業や学級活動を活用し、児童生徒等のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は児童生徒等が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒等が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット（SNS）上の不適切な書き込みや一方的な退室等のいやがらせ等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、（拡大）校内委員会（いじめ防止・対策委員会）において対応を協議し、関係児童生徒等からの聞き取り等の調査、児童生徒等が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、子ども家庭センターや各市町村の福祉機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、「情報」を扱う授業等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、は少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
(相当の期間：少なくとも3か月を目安)
- (2) 被害児童生徒等が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒等及び加害児童生徒等については、日常的に注意深く経過観察を行う。

第5章 その他

— 教育相談窓口 —

■すこやか教育相談24

0120-0-78310

24時間対応 *IP電話はつながりません。

■大阪府教育センター

すこやかホットライン

Eメール : sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

電話 : 06-6607-7361

FAX : 06-6607-9826

月曜日～金曜日（祝日・休日は除く） 午前9時30分～午後5時30分

■子ども家庭相談室

06-4394-8754

月、火、木曜日（祝日・休日は除く） 午前10時～午後8時

■大阪市こども相談センター

(こども専用) : 06-4301-3140	} 月曜日～金曜日（祝日・休日は除く） 午前9時30分～午後5時30分
(保護者専用) : 06-4301-3141	
(F A X) : 06-6944-2060	

(いじめSOS) : 【メールアドレス】 gaibutsuuhou@yodo-law.com

【FAX】 : 06-6233-5170

(LINEを活用した相談窓口)

【アカウント名】「大阪市 児童生徒のための相談窓口」

※相談日時は確認してください。